

特定生産緑地（武蔵野市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき指定した特定生産緑地を同条第4項の規定に基づき、次のように公示する。

令和4年8月31日

武蔵野市長 松下玲子

番号	位置	特定生産緑地の面積	指定期限日
25-1	八幡町三丁目地内	1,229 m ²	令和14年（2032年） 11月10日
25-2	八幡町三丁目地内	671 m ²	
25-3	八幡町三丁目地内	714 m ²	
25-4	八幡町三丁目地内	248 m ²	
25-5	八幡町三丁目地内	1,095 m ²	
25-6	八幡町三丁目地内	1,151 m ²	
25-7	八幡町三丁目地内	1,031 m ²	
25-8	八幡町三丁目地内	591 m ²	
25-9	八幡町三丁目地内	543 m ²	
25-10	八幡町三丁目地内	694 m ²	
25-11	八幡町三丁目地内	694 m ²	

25-12	八幡町三丁目地内	175 m ²	令和14年（2032年） 11月10日
25-13	八幡町三丁目地内	1,229 m ²	
25-14	八幡町三丁目地内	198 m ²	
25-15	八幡町三丁目地内	279 m ²	

「区域は指定図表示のとおり」